4　給与　この試験に合格し、採用された者には、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記のとおりの俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠	１級26号俸　173,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和59年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者

⑵　平成５年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成27年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成26年６月８日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、秋田市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、大阪市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成26年７月１日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は12⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成26年７月16日（水）から７月18日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市

8　最終合格者発表　平成26年８月20日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成26年４月１日（火）９時から４月14日（月）までとし、４月14日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に郵送又は持参により平成26年４月１日（火）又は４月２日（水）に提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成26年４月２日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	北海道労働局	〒060―8566	札幌市北区北八条西２－１－１
仙台市	宮城労働局	〒983―8585	仙台市宮城野区鉄砲町１
秋田市	秋田労働局	〒010―0951	秋田市山王７－１－３
東京都	東京労働局	〒102―8305	東京都千代田区九段南１－２－１
新潟市	新潟労働局	〒950―8625	新潟市中央区美咲町１－２－１
名古屋市	愛知労働局	〒460―8507	名古屋市中区三の丸２－５－１
金沢市	石川労働局	〒920―0024	金沢市西念３－４－１
大阪市	大阪労働局	〒540―8527	大阪市中央区大手前４－１―67
松江市	島根労働局	〒690―0841	松江市向島町134―10
広島市	広島労働局	〒730―8538	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	香川労働局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
松山市	愛媛労働局	〒790―8538	松山市若草町４－３
福岡市	福岡労働局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市	熊本労働局	〒860―8514	熊本市西区春日２―10―１
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892―8535	鹿児島市山下町13―21
那覇市	沖縄労働局	〒900―0006	那覇市おもろまち２－１－１

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の申込先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名　称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。